

平成 28 年 12 月 12 日

各位

株式会社エイジス
代表取締役社長 齋藤 昭生

長時間労働に対する当社取り組みの現状について

当社は、平成 28 年 5 月 19 日付にて千葉労働局長より、違法な長時間労働について是正指導を受け、企業名が公表されました。その現状について下記の通りお知らせいたします。

記

当社は、社内プロジェクトにおいて、労働時間管理や業務効率化等の進捗管理に問題点があったとして、以下の 3 点を重点取り組みとして具体的施策を継続し実行しております。

- (1) 労働時間管理の徹底
- (2) 業務量の平準化
- (3) 業務の効率化

その結果として、当社ホームページにおいて平成 28 年 6 月 24 日をはじめとし、以降 4 回ににわたりお知らせしました報告とあわせて、平成 28 年 11 月においても 1 ヶ月当たり 100 時間を超える時間外・休日労働を行った労働者数は 0 名でありました。以上のとおり労働環境の改善に向けた成果が継続的に得られております。

今後においても、上記施策に拘わらず外部の専門家による助言を踏まえながら、その他の必要な施策を実施し全社的な定着を図ってまいります。

当社は、引き続きコンプライアンスの徹底を率先して実行するとともに、社員の健康・安全を守る“人に優しい”企業を目指し、株式上場企業としての社会的責任を一層果たしてまいります。

以上

<本件に対するお問い合わせ先>

株式会社エイジス

取締役管理本部長 山根洋行

執行役員経営企画室長 秋葉 孝

TEL 043-350-0888